

自動販売機設置事業者募集要項

久留米市教育委員会教育部教育センターが行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、申し込んでください。

1 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	設置面積	台数	最低使用料 (年額)	位置
1	久留米市南一丁目8番1号 (久留米市教育センター)	1階ロビー 階段下	1.77㎡以内 ※ゴミ箱(1個)設置 面積を含む 横 幅 1,180 mm 奥行き 1,500 mm 高 さ 1,880 mm	1	7,546円	設置位置図

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。

(3) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過しない者を含む。）であること。

- ① 久留米市との契約に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ② 久留米市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が久留米市と契約を締結すること又は久留米市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により久留米市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて久留米市との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- （4）次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団。（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体）
 - ② 法第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団の構成員）
 - ③ 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
 - ⑥ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - ⑦ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑧ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）
- （5）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ。）。
- （6）国税、県税、市税を完納していること。

3 公募条件等

（1）使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日（原則として1年）とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと久留米市が判断する場合は、当初久留米市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可から5年を限度に引き続き使用許可することができ

ます。

② 使用料

久留米市が設定する最低使用料以上で申し込みがあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜きの額）に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額に、市が定めた「自動販売機等の消費電力料金相当額算定基準」により算定した額を加算した額が市に支払う年額使用料となります。

使用料は久留米市の発する納入通知書により、久留米市の指定する期限までに全額納入してください。

やむを得ない事情により施設を休館する場合においても、使用料の減額は行いません。

③ その他必要経費等

設置に要する費用及び光熱水費は、設置事業者が全額負担するものとし、電気代については市が定めた「自動販売機の行政財産使用料算定基準」によるもので算定した額（上記使用料に含まれます。）を、また、水道を使用する場合は子メーターを設置し、その実費相当額を久留米市の指定する期限までに全額納入してください。

④ 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機の大きさは、物件番号ごとに設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

⑤ 環境配慮

省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種としてください。

（２）使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 使用期間中に２－（５）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、久留米市の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品（乳飲料を含む。）等とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件 番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、使用済容器回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に認識したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機には故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を久留米市に請求することはできません。

4 参考データ

- ① 清涼飲料水自動販売機の売上等の状況（令和3年度）
1台当たりの売上本数 約 2,186本（年間）
- ② 久留米市教育センター内の職員数
約27人（地域包括支援センター、PTA連合協議会含む）
- ③ 来庁者数
月約1,200人

5 応募申込手続

(1) 申込方法

・郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和5年2月1日（水）～令和5年2月28日（火）必着
送り先 〒830-8520

久留米市城南町15番地3 久留米市教育委員会教育部総務 宛

・持参する場合

申込受付期間 令和5年2月1日（水）～令和5年2月28日（火）必着
午前8時30分～午後5時15分まで

※ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 久留米市城南町 1 5 番地 3 久留米市役所 本庁舎 1 7 階
教育部総務

(2) 必要な書類

- ① 応募申込書 (久留米市所定様式)
- ② 誓約書 (久留米市所定様式)
- ③ 販売品目 (久留米市所定様式)
- ④ 2 - (5) にかかる許認可等の免許証の写し (必要な場合のみ)
- ⑤ 設置を希望する自動販売機のカatalog

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、久留米市が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者としします。販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(2) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのものとくじにより決定します。

なお、当該応募者の立会が困難な場合は、公募事務に関係のない職員のくじにより決定します。

(3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、久留米市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載します。

(4) その他

設置事業者の決定は、令和 5 年 3 月上旬の予定です。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、速やかに行政財産使用許可申請書を提出してください。なお、「2 応募資格要件」の確認のため、次の書類を添付してください。

- ① 国、都道府県、市町村が発行する納税証明書 (滞納がないことを確認するため)
(いずれも発行日から 3 ヶ月以内のものに限る。)

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募の資格を失った場合。

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

・募集に関する問い合わせ先

①久留米市教育委員会 教育部 教育センター 担当 山下

久留米市南一丁目8番1号 電話 36-9777 FAX 35-9930

②久留米市教育委員会 教育部 総務 担当 樺島

久留米市城南町15番地3 電話 30-9213 FAX 30-9719

設置位置図

※ 別紙のとおり

